

令和2年度官公需確保対策 地方推進協議会

兵庫県中小企業団体中央会
赤松 学

官公需適格組合制度について

●官公需適格組合制度……

組合が官公需の受注に対し特に意欲的で受注した契約は、責任をもって実施できる十分な体制や経営基盤が整備されているなど一定の要件を満たす組合であることを中小企業庁(各地方経済産業局等)が証明するものです。

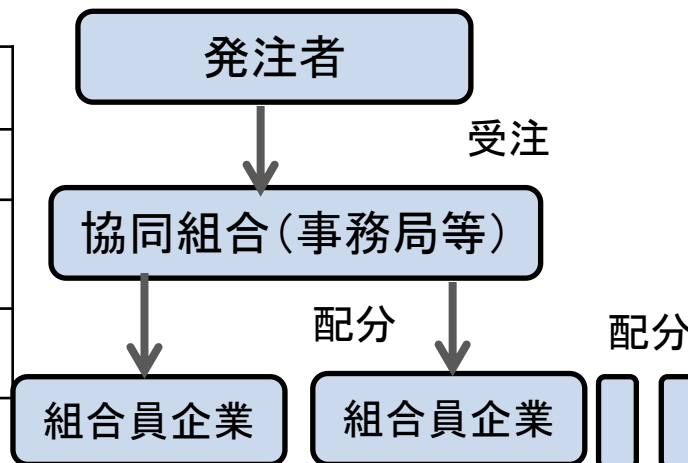
官公需適格組合の種類と数

	物品	役務	工事	合計
全国(2020/7月末現在)	181組合	495組合	211組合	887組合
兵庫県(2020/10月末現在)	1組合(490社)	7組合(776社)	6組合(199社)	14組合(1,465社)

組合機能・目的・役割

- ①組合員(企業)の経営安定・持続的な成長
- ②新たな分野への挑戦・多様な課題の対応
- ③業界全体の改善発達・地域経済・社会の活性化(貢献)
- ④政策提言・意見・支援施策の実現

共同受注形態



1

受注機会の増大
↓
中小企業者である複数の組合員企業が共同して発注案件を履行(分離・分割発注と同じ効果をもたらす)

官公需適格組合制度について(証明基準①)

<前提条件>

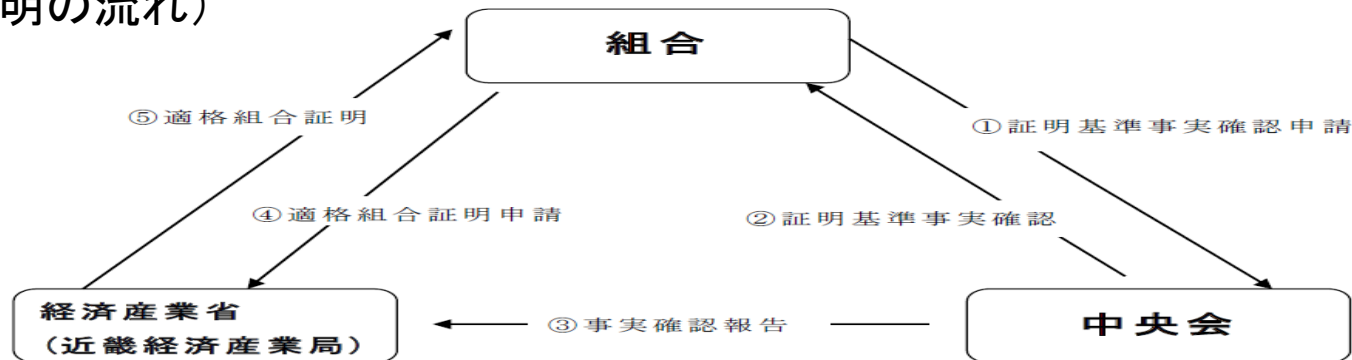
- 行政庁の認可を受けていること、定款により行う実施事業について認可・許可を受けているか
- 組合が適正に運営されているか／法令違反がないか
- 設立後、1年を経過しているか(「工事」に関して前1年間に受注実績があること)
- 大企業からその事業活動について実質的に支配を受けてないか(構成員・出資等))
- 「物品」「役務」「工事」それぞれの証明有効期間は3年(更新には申請が必要)

証明基準	調査事項
1. 共同事業の協調性・円滑性	共同事業の遂行状況 (定款、組合員名簿、2年間実績、事業計画・脱退組合員・議事録等) (証明申請から前1年間の共同受注実績(工事)) (定款に組合員が自由脱退する場合の予告期間を90日→1年(工事))
2. 官公需の受注に関する熱心度	官公需受注に関する指導者の有無
3. 共同受注体制	事務局体制の確立 ・事務局常勤役職員がいること(工事の場合は技術職員(専任・主任技術者)含む) ・共同受注委員会設置(共同受注担当役員含む委員構成) (①発注案件②規模③配分④連帯責任(役員・組合員)⑤脱退後も責任を負うなど) ・企画・調整委員会設置(組合役職員・技術者等含む委員構成) (①工事施工の方針に総合的な企画・調整) ・検査体制が確立されていること ・共同受注事業について許可、認可、登録、届出等(組合員含む)

官公需適格組合制度について(証明基準②)

証明基準	調査事項
4. 経理的基礎	<p>経営状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合運営を円滑に遂行するに足る経常的に収入があること ・自己資本、資金調達力、欠損状況ほか案件を履行するに足る経理的な基礎を有すると認められること (一般建設業/自己資本500万円等) ・経理的金銭または金銭的信用の面で問題が認められること <p>※中間報告(総会議決日から1か月以内に決算関係書類提出)</p>
5. その他	<p>該当事実の有無(誓約書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第71条に該当する事実がないこと ・組合・組合員・役員が暴力団(協力・関与含)でないこと ・共同事業の遂行、労働福祉、社会的信用の面で著しい問題がないこと ・変更届出・立ち入り検査あり

(証明の流れ)



(工事証明の場合は、審査委員会で審査(年4回))

組合活用(メリット)について

組合活用のメリット

- ①分離分割発注(中小企業の受注機会増大)
- ②地域を熟知した組合員(地元事業者の存在)／安心感(窓口相談・悪徳事業者の排除)
- ③連帯責任(複数企業による受注対応)
- ④従業員の所得を支える(行政の仕事を地元事業者依頼)

- ⑤自治体・関係団体との協力(防災協定<防災>・復旧、物資、燃料等の供給・支援)
- ⑥地域(県外・市外)を越えた連携体制(業界・企業同士のネットワーク化)
- ⑦(同業他社)同志で取組むことで企業や業界の資質・技術力の向上

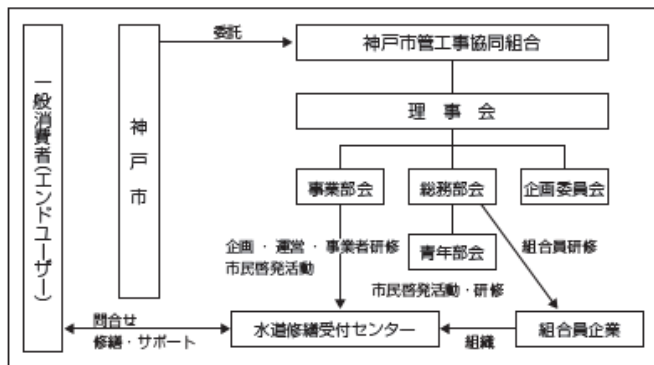
- ⑧地域・関係機関(学校や地域(市民)・団体)との連携(地域貢献)
(イベント／子育て(教育)／防犯／福祉・環境等の推進活動の中心)
- ⑨行政等との連携
(地域を熟知した専門プロ集団として地域課題解決に向けた関与・参画・提案・協力)

公共性の高い官公需適格組合の証明を持つ事業協同組合の地域における役割は高く、地域社会において欠くことのできない存在

神戸市管工事業協同組合

神戸市民の水廻りの快適性を守る事業への取り組み

- 水道修繕センターの開設(365日・24時間)
- センター業務を適正に行う事業者の認定制度を導入
- 市民向け修繕センターの周知
- サービス・品質向上セミナー・講習会の開催
- BCPマニュアル策定(勉強会)実施
- 神戸市との災害協定
- 業界同士の連携・応援 (県・地域外からの応援要請)



組合の活用(まとめ)

・組合は業界・企業の経営力向上

組合員(事業者)や業界全体の資質向上を図る。
(高品質な材料やサービスを提供(行政の仕事を担当をもって履行できる))

・地域内経済循環と地域内再投資

組合員(事業者)が地元の雇用をささえ、地域内で仕事と資金を循環させることで地域経済は成り立っている。⇒組合が地域内再投資の中心主体へ。

・組合、組合員が地域を考え・地域を創る

組合は地域で活動する経済主体の一つである。
関係機関、市民、団体等との連携を深め、地域経済活性化への積極的参画。
(組合が地域力・防災力等を高める)

・行政とともに地域を創る官公需適格組合へ

これまでの仕事を「もらう」という考え方から、地域視点によって行政とともに仕事を「創る」、「提案」する組合へ(10年先を見据えた地域づくり)